

『協同組合研究』投稿規程

1. 投稿資格は日本協同組合学会会員に限る。共同執筆には会員以外の参加も認めるが、筆頭著者および責任著者（corresponding author）は会員とする。筆頭著者と責任著者が異なる場合は、いずれも会員でなければならない。ただし、編集委員会が依頼した場合はこの限りではない。会費その他の経費の未納会員の投稿については、原則として受付を行わない。なお、責任著者（corresponding author）とは、投稿から論文等掲載後を通して原稿に最終的な責任を持つ著者であり、査読結果報告書への対応や原稿が掲載許可された後の校正刷り、別刷り等々に関して、編集委員会や出版社、論文の読者との窓口となる。共著論文の場合は責任著者及びその E-mail アドレスを誌上で明示する。
2. 投稿論文等の区分は、以下のとおりとする。投稿の際に、いずれかを明記すること。ただし審査により、区分変更を指示することがある。

論文：一篇で論文としての体裁が整っており、著者自身による研究の成果をとりまとめた原著論文で、以下の3点の基準に合致するもの。

- (1) 仮説検証型形式の論文であるか、もしくは、新しい理論的知見や未確認の事実を確認しようとする記述分析型形式の論文であること。
- (2) 当該調査研究領域における先行研究の整理と論及を行うとともに、当該論文が、先行研究と比較して、いかなる成果が得られたのかが明記されたものであること。
- (3) 理論や分析にオリジナリティがあるものであって、以下のいずれかに該当すること。
 - ①実証データや理論を通じて、従来の定説や既存の重要知見を覆すか、もしくは新知見を付加・補強する内容のもの。
 - ②従来の研究では取りあげてこられなかった研究対象に焦点を当て、そこでの問題点や課題の解明を通して、新たな研究領域を開拓するもの、もしくは、それによって実践の場面への応用の可能性をもつもの。
 - ③従来の研究成果について新たな視点からこれを見直すかもしくは整序し、今後の研究課題に示唆を与えるもの。

研究論文：一篇で研究論文としての体裁が整っており、未発表の研究論文であるか、本学会の個別報告等の発表を踏まえた内容をまとめた研究論文であって、以下の3点の基準に合致すること。

- (1) 論文としては十分に結論を得るには至らないが、限定された部分での発見や、新しい研究方法もしくは歴史的事実の紹介等について一定の知見を含むものであること。したがって、事例紹介・調査報告・レポート等に留まるものは、研究論文に該当しない。
- (2) 著者自身による調査、もしくは資料・史料・文献解析等に基づく、オリジナルなデータ・分析結果等を用いた研究論文であること。
- (3) 当該研究論文が、当該研究領域にあって、いかなる課題の整理もしくは発見に寄与したのかが明記されていること。このためには、当該研究領域における先行研究の整理・論及が一定程度行われていること。

事例報告・資料紹介：上記のいずれにも該当しないもので、現地の実践・事例、歴史的な資料・史料等や、海外事情、ある分野の研究動向について、総括的もしくは事例報告としてまとめたもの。

大会報告：本学会のシンポジウム等で報告した内容を、編集委員会の依頼にもとづいて報告者が体系的かつ簡潔にまとめたもの。報告者が、報告の内容をより詳細にまとめ掲載を希望する場合は、大会報告とは別に「研究論文」もしくは「論文」として投稿することとする。また、事前研究会を行う等の一定の条件を満たした場合には、大会報告を査読し「研究論文」とすることができる。

書評：図書・資料の批評または紹介。

その他：上記のほか、編集委員会が依頼をするなど掲載を認めたもの。

3. 審査は3審を上限とする。3審までに掲載決定に至らない場合は審査を打ち切る。
4. 原稿は横書き、新かなづかいとし、本学会ウェブサイト上で提供される「投稿原稿テンプレートファイル」（Microsoft Word 形式、A4版、21字×37行×2段＝1,554字）を使用して作成

する。

5. 上記4によって作成した論文等の頁数は、上記2にもとづく区分ごとに、原則として以下のとおりとする。いずれも、表題、執筆者名、所属機関名、図表、脚注、参考引用文献一覧を含むものとする。ただし、論文、研究論文、事例報告・資料紹介には、英文サマリー（100語以内）も含むものとする。

論文：15頁以内

研究論文、事例報告・資料紹介：9頁以内

大会報告：7頁以内（大会シンポジウム報告について研究論文として査読を受ける場合は9頁以内）

書評：4頁以内

ただし、著者が投稿段階で申請した区分を、編集委員会の指示により変更する場合は、この限りではないことがある。

6. 論文、研究論文、事例報告・資料紹介、大会報告の表題には英文名を、著者名、所属機関名には英語表記を付記する。ただし、論文、研究論文、事例報告・資料紹介については、著者名、所属機関名を削除した原稿を送付する。

7. 章の表示は、1, 2, ……、節の表示は、(1), (2), ……、の記号による。

8. 単位は%, kg, ha等の略語を用い、文中の数字は億, 万を用いて表記する。

9. 注は、文中の肩に¹のように記し、論文の末尾にまとめる。

10. 参考引用文献の表記は、次の要領に従う。略称・略記（『協組研究』など）は用いない。

- ①日本語単行書 執筆者名『書名』版（必要に応じて）、出版社、出版年、引用ページ
（例）平田東助『産業組合法要議』第3版、大日本産業組合中央会、1905年、16ページ。

- ②日本語雑誌論文 執筆者名「論文名」、『雑誌名』巻号（年月）、引用ページ。

（例）河上清「消費者協力組合論」『六合雑誌』210号（1898年6月）34ページ。

- ③外国語単行書 原語で執筆者名、書名（イタリック体にするため下線を引く）、版（必要に応じて）、出版地：出版社、出版年、引用ページ。

- ④外国語雑誌論文 原語で執筆者名、「論文名」、雑誌名（下線を引く）巻号、年月、引用ページ。

- ⑤翻訳 原則として原書と訳の両方を①～④に従って明記する。

（例）Alexander Fraser Laidlaw, Co-operatives in the Year 2000, Study and Report Series 15, London: International Co-operative Alliance, 1980, pp. 68-71. 日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告』日本経済評論社、1989年、183～192ページ。

11. 図表は刷り上がり時に明瞭に判読できるように、本文中に割り付ける。図表には、図1、表1のような番号とタイトルを付ける。

12. 投稿原稿の受付・取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 投稿者は、本学会ウェブサイトで提供される「原稿送り状」に必要事項を記入し、電子メールで以下の書類を添えて投稿する。やむを得ず電子メール以外の方法で投稿を希望する場合は、編集委員会に問い合わせること。

【必要書類】送り状、Microsoft Word形式の図表割付済みの原稿のデータ、図表がある場合はその元データ、図表割付済み原稿をPDF形式に変換した原稿のデータを電子メールに添付する。ファイルは原則としてMicrosoft Word形式で保存することとするが、編集委員会が必要に応じて別のファイル形式での保存を認めることがある。これらの提出物に不足もしくは不備があった場合、及び上記1～11の規程に反する原稿は受け付けない。

- (2) 投稿の受付締切は、11月15日（各巻第1号）および5月15日（各巻第2号）とする（必着）。なお、大会シンポジウム報告者が査読を希望する場合の締切は編集委員会が別途定める。

- (3) 掲載の可否は、編集委員会の委嘱する複数の匿名査読者の査読結果をもとに、編集委員会において決定する。編集委員会は原稿の加除訂正を求めることができる。掲載決定の日時をもって投稿の受理日とする。

- (4) 上記(3)における査読の基準は、以下のとおりとする。

- ①査読者は、上記 2 に定める区分ごとに以下の人数とする。
論文、研究論文：2 名以上
事例報告・資料紹介、書評：1 名以上
大会報告、その他学会記事等：原則として編集委員長
ただし、大会報告を研究論文として投稿する際は、2 名以上
 - ②査読は、投稿された原稿が『協同組合研究』の掲載に適切か否か、上記 2 の基準と投稿者の申請する「区分」が合致しているか、原稿の中に誤りがないかどうか等の判定を行うことを目的とするものであり、視点の相違にもとづく事実認識の違いや討論・論争を行うことを目的とするものではない。
 - ③審査員（査読者）・編集委員会はこの目的にしたがい、別に定める基準に基づく期間内に公正に審査を行うこととする。
 - ④多くの原稿が掲載され『協同組合研究』誌が充実されるよう、編集委員会は、投稿者に対して適正に指示を行うとともに、投稿者は、この指示にもとづく修正等に努めるなど、両者ともに努力しなくてはならない。
13. 著者校正は再校までとする。著者は、ゲラを受領後、指定期日内に校正を行い、編集委員会宛に返送する。指定期日内に返送がない場合は、次号に回すことがある。
 14. 別刷等については以下の取扱いとする。
 - (1) 掲載が決定した論文等は、別に定める抜刷の制作費を執筆者本人の負担とすることにより、抜刷をつくることができる。初校時まで必要部数を申し出ること。
 - (2) その他以下の費用については、著者が要した実費を負担することとする。
 - ①カラー写真印刷費
 - ②図表等の修正代
 - ③その他特殊な印刷に関する費用
 15. 掲載された論文等の著作権は、日本協同組合学会に属する。なお、外部から転載の要請があったときは、本学会編集委員会において検討の上許可することがある。
 16. 掲載された論文等は原則としてすべて電子化され、J-STAGE において公開する。
 17. 原稿の送付先は、以下の通り。
〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町 11 番地 飯田橋レインボービル 5 階
日本協同組合連携機構内 日本協同組合学会 編集委員会
E-mail: kyodo-gakkai-ronbun@japan.coop
 18. 英語論文の投稿については、別に規程を定める。
 19. この投稿規程の改正は、編集委員会の議を経て、常任理事会で決定する。
 20. この投稿規程は、2023 年 7 月 24 日改正、2023 年 11 月 16 日から施行する。(1993 年 4 月 10 日、1997 年 5 月 23 日、1998 年 10 月 2 日、2005 年 5 月 20 日、2006 年 1 月 7 日、2009 年 10 月 14 日、2011 年 12 月 9 日、2012 年 7 月 14 日、2015 年 1 月 30 日、2015 年 7 月 19 日、2016 年 7 月 1 日、2018 年 7 月 9 日、2020 年 5 月 25 日、2023 年 7 月 24 日一部改正 2023 年 11 月 16 日施行)

日本協同組合学会編集委員会